

First take

金融規制の動向

オペレーショナルリスクにおける新しい標準的計測手法 (Standardized Measurement Approach : SMA) に関する 10 のポイント

2016年3月4日、バーゼル銀行監督委員会(Basel Committee on Banking Supervision: 以下、BCBS)は、オペレーショナルリスク(以下、オペリスク)にかかわる資本計測の枠組みとして、「オペレーショナルリスクにかかわる標準的計測手法」(Consultative Document: Standardised Measurement Approach for operational risk)と題する第二次市中協議文書を公表し、新しい標準的計測手法(Standardized Measurement Approach: 以下、SMA)の案を提示した。今回のこの第二次市中協議文書は、2014年10月公表の第一次市中協議文書を踏まえた更新版として作成されており、SMAは、従来の標準的手法(the standardized approach : TSA)¹だけでなく、先進的計測手法(Advanced Measurement Approach : AMA)をも置き換える手法となると述べている。SMAでは、業界全体での比較がより容易となるよう、簡便な方法を用いて規制上の所要資本(regulatory capital levels)を算出する。しかしながら、AMAを廃止することにより、金融機関はモデル手法や仮定に基づいて自己資本要件へのインパクトを算出することができなくなり、結果として、オペリスクにかかわる必要資本を押し上げる可能性が高くなる。最終的なフレームワークがどのような形になろうとも、SMAへの移行は、潜在的なオペリスク損失低減を行うための社内の分析態勢を再考する良い機会と捉えられるべきであろう。

1. AMAの廃止

オペリスク計量において、AMAの「損失分布手法(LDAs)」を用いた内部モデルの限界に対する批判は年々高まってきており、今回のAMAの廃止という提案は決して驚くようなことではない²。監督当局の立場から見れば、AMAは、モデルが過度に複雑で個別の金融機関に依存しており、モデルの運用において各金融機関の恣意性が避けられないことから過小資本の懸念があることに加え、金融機関間の比較可能性が低いものとなっていた。一方、金融機関においても、モデルの構築作業は煩雑であり、モデルを構築するため専門性の高い人材を投入することが求められ、そのために決して少なくない追加投資が発生していた。さらに、AMAは過度に主観的要素に依存しており、例えば、損失分布の適合・選択や、金融機関ごとに個別性を有するインプットデータなど、金融機関間での差異があまりに大きく、手法としての完全性に欠けていた。結果として、オペリスク計量モデルにおける損失分布手法によるアプローチでは、多くの金融機関におけるリスクプロファイルとオペリスク量の水準が、監督当局の想定と乖離している状態となっていた。

¹従来の標準的手法(the standardized approach : TSA)については、PwC, *Regulatory brief, Operational risk capital: Nowhere to hide* (2014/11)を参照。

²脚注1を参照。

2. 当局は「簡便性」を採る

SMA は BCBS が掲げている比較可能性 (comparability) 向上と簡便性 (simplicity) という目的を満たすものとなっている。また、SMA は監督当局が規制資本をより適切に測定することを可能にし、さらに、個々の金融機関ではなく、業界全体のオペリスクをより一層、包括的に把握することを可能にする。このトレンドは、最近発表された米国連邦準備制度理事会 (以下、Fed) の公表文書³の方向性とも合致するものであり、Fed のストレステストにおいても損失分布手法アプローチを廃止する一方、個々の金融機関のヒストリカルデータではなく、業界全体のデータを重視する形となっている。ここでも、Fed が個々の金融機関よりも業界全体の動向に重きを置いていることがわかる。

3. Business Indicator (BI) の見直し

SMA の基本的な考え方として、大きな金融機関ほど、潜在的なオペリスク損失に対するエクスポージャーが大きくなると仮定されている。オペリスク量は、ビジネス規模に応じて非直線的に増加していくものと考えられることから、Business Indicator (以下、BI)⁴という指標に対して、遡増する所要資本を当てはめることで算出される。BI とは、金融機関の商品やサービスに関連する収益とコスト、受取配当金、トレーディングや銀行業務での純利益 (もしくは純損失) などから算出される指標である。金融機関は、BI の計算結果に応じて 5 つに分類され、分類に応じてそれぞれ遡増する規制資本が当てはめられる。2014 年の第一次市中協議文書に対する業界からのフィードバックに基づき、BCBS は、第三者の商品の販売、受取配当金の取り扱い、高マージンと高手数料に対するビジネスモデルや信用融資、ファイナンスリース、オペレーティングリースに基づくビジネスモデルにかかわる BI の計算方法を見直し、改善・調整を実施した。

4. ILM に関する事項は現時点では未定

第一次市中協議文書においては、リスク感応度の考慮については限定的な対応しかなされていなかったが、SMA では「内部損失にかかわる掛け目 (Internal Loss Multiplier (ILM))」が提示された。これにより、SMA のフレームワークは、金融機関ごとの過去の内部損失データを考慮した、個々の金融機関特有の、リスク感応度の高い項目が追加される形となった。簡単に言うと、業界平均と同等の損失実績がある金融機関のオペリスク量は、およそ BI 算出結果から導き出されるオペリスク量と同水準と考えられる、ということになる。一方で、業界平均よりも高い、もしくは低い損失実績のある金融機関は、それぞれ BI 算出結果から導き出されるオペリスク量よりも高い、

もしくは低いオペリスク量であると考えられることになる。加えて、ILM はテール事象 (1 千万ユーロを上回る大きな事象) をより重く評価している。つまり、監督当局は、過去に大きな損失があった金融機関に対しては、より大きな資本上のペナルティー (capital penalty) を負うべきであると考えていると言える。今後数週間、金融機関は、資本に対する潜在的なオペリスク量の算出に大忙しとなるだろうが、監督当局が、業界平均もしくはそれ未満の損失実績しかない金融機関に対しては、SMA の導入が大きなインパクトを与えることとならないように、最終的なフレームワークを決定すると考えるのが妥当だろう。

5. 悪魔は「データ」に宿る

オペリスク量の算出は今後容易になると考えられるが、一方で、継続的かつ効果的な損失データの把握、収集、分類という点では、これまで以上の詳細度が求められることになる可能性がある。ILM を用いた内部損失データの資本への反映は、損失データの収集基準やデータ品質の健全性を継続的に後押しすることになるだろう。今回公表された市中協議文書では、SMA における損失データの利用に関しては最低限のことしか述べられていないが、包括的な損失データ収集は、大手金融機関やより成熟した金融機関にとっても、非常に難しいタスクとなり得るだろう。

6. 金融機関による「宣誓」が求められる可能性

AMA においては、監督当局は、各金融機関の損失分布手法における分布選択やモデルの前提条件に関しての検査を中心に実施してきた。SMA では、データ収集とデータ品質の安定性・頑健性を証明できない限り ILM の利用が許可されないであろうことを鑑みると、検査はデータ収集プロセスやデータ品質に重きを置いたものとなるだろう。今後、SMA においてもボルカールール⁵や CCAAR⁶ (包括的資本分析)と同様、損失データに関する何らかの「宣誓」が導入される可能性は否定できない。

7. 損失データの除外要件については不透明

今回の市中協議文書では、各金融機関が各々で SMA の損失データにどのオペリスク損失を含めるかの基準を決定し文書化することとなっている。しかしながら、今回の市中協議文書では、信用リスクにかかわる損失の除外要件には触れられているものの、それ以外の損失を除外するための合理的な根拠付けに資するような除外要件については触れられていない。BCBS は、「損失データが現行のビジネスやシステムプロセス、リスク管理手続と明確に結びついた形となっていること」を期待している。このことに基づけば、すでに売却したビジネスや、現状、販売していない過去のサービス商品については、損失データから除外できる可能性も考えられる。しかしながら、その可能性をあまり期待するべきではない。

³ Enhancements for Federal Reserve Model Used to Estimate Operational Risk and Capital, February 16, 20116.を参照。

⁴ Business Indicator (BI) とは、各金融機関の商品やサービス、受取配当金、トレーディング勘定/銀行勘定における収益/損失などから算出される指標。

⁵ PwC, *Regulatory brief, Volker Shrugged* (2013/12)を参照。

⁶ PwC, *Regulatory brief, Matching SOX? CFO attestation for stress tests* (2015/10)を参照。

8. オペリスク量は増大するがメリットはある

SMA においては、オペリスク管理、コントロール活動、定性的なリスク管理高度化といった改善活動による結果として、潜在リスクの軽減による低 ILM が実現され、そのことによってのみ、資本要件の緩和というメリットがもたらされることになるであろう。この裏付けは根拠がないものではない；結局のところ、潜在リスクの軽減というのは、改善活動の有効性を判断する適正な判断の目安とすることができるためである。SMA によっておそらくオペリスク量は増大するが、モデルの選択によってオペリスク量を調整できる機会を失うことが、実は一番のメリットかもしれない。規制資本額をなんとか調整しようとするためのモデルやインプットデータの微調整は、時間や人手がかかりすぎるためである。金融機関は、SMA とは、モデル構築に従来用いていたリソースを、ストレステストにあるようなフォワードルッキングでのリスク分析、テール事象に関する特定・認識方法の改善など有益な方向に導き、経営判断に資するリスクデータ活用方法を提示するもの、と捉えるべきである。従って、戦略的なオペリスク管理の取り組みに長期的に注力している金融機関は、今回の市中協議文書の内容について「オペリスク管理に対する投資を止めてよいということ」と誤った解釈をしている他の金融機関に比べて、競争優位性を持つことになるだろう。

9. オペリスク管理はこれまでと同様に実施すべき

今回の市中協議文書により、AMA は早ければ今年末には廃止される可能性が高い。AMA に相応の投資をしてきた金融機関にとっては、反発もしたくなるかもしれないが、AMA が廃止になったとしてもほとんど変更はないと言えるだろう。つまり、金融機関は今後も引き続き損失データを収集し、BCBS の「オペレーショナルリスクの管理と監督に関するサウンドプラクティス (Sound Practices for the Management and Supervision of Operational risk)」の遵守が求められていることに変わりはない。さらに、金融機関は、例えば米国における CCAR をはじめとして、引き続き、ストレステストの要件や、高まっているオペリスク管理の基準を満たしていく必要がある。⁷言い換えれば、オペリスク管理は、以前同様、引き続き重要なものであり、AMA のモデル策定を通して得られた知見は、今後も有効的に利用されていくだろう。

10. 今後の方向性

今回の市中協議文書は、現在進行中の QIS(定量的影響度調査)や 3 カ月間にわたる意見聴取の結果を踏まえ、さらに修正・更新が実施される可能性が高い。BCBS は、今回の協議文書に対するコメント、特に、ILM に関してはいくつもコメントが寄せられるであろうことは事前に承知していたようである。実際のところ、市中協

議文書に含まれている 3 つコメントのうち 2 つは、ILM の利用方法に直接関するものであり、BCBS は、資本算出の一部としての損失項目算出の代替モデルを提示し、さらなる意見を求めている。提案されているアプローチが比較的簡易であることを考えれば、今回の SMA が最終化され、実際の施行に至るまでの期間は、非常に短いものとなるであろう。

⁷ PwC, *Regulatory brief, Risk governance: OCC codifies risk standards, paving the way for increased enforcement actions* (2014/2)を参照。

お問い合わせ先

辻田 弘志

090-1424-3247

hiroshi.tsujita@jp.pwc.com

森 洋介

080-1031-1506

yosuke.mori@jp.pwc.com

PwC Japan は、日本における PwC グローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社 (PwC あらた監査法人、京都監査法人、PwC コンサルティング合同会社、PwC アドバイザリー合同会社、PwC 税理士法人、PwC 弁護士法人を含む) の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 208,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本報告書は、PwC メンバーファームが 2016 年 3 月に発行した『First take – Ten key points from Basel’s Standardized Measurement Approach for operational risk』を翻訳したものです。翻訳には正確を期しておりますが、英語版と解釈の相違がある場合は、英語版に依拠してください。

電子版はこちらからダウンロードできます。 www.pwc.com/jp/ja/japan-knowledge/thoughtleadership.html

オリジナル(英語版)はこちらからダウンロードできます。 www.pwc.com/us/en/financial-services/regulatory-services/publications.html

日本語版発刊月: 2016 年 4 月 管理番号: I201604-7

©2016 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.